

三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準

平成7年2月16日制定・平成9年4月1日改正・平成15年7月1日改正・平成20年11月1日改正・平成22年4月1日改正・平成24年4月1日改正・平成25年7月1日改正・平成27年4月1日改正・令和元年10月1日改正

業務種別		作業種別	作業における対象者			資格者認定基準
			契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
測量業者	測量業務	測量作業共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 測量士資格取得者
	建設コンサルタント	土木設計業務	設計業務委託共通仕様書の業務	管理技術者	管理技術者	管理技術者

業 務 種 別	作 業 種 別	作 業 における 対 象 者			資 格 者 認 定 基 準
		契 約 条 項 (届 出 者)	共 通 仕 様 書 (資 格 者)	検 査 要 領 (立 会 者)	
補償 コ ン サ ル タ ン ト	土地調査部門 ① 土地の権利者の氏名及び住所の調査 ② 土地の所在、地番、地目、面積 並びに権利の種類及び内容の調査 ③ 土地境界確認等〔測量法第3条 に規定する測量は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業 務管理者として登録された者 ② (一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業 務管理士 ③ <u>物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士 法により登録を受けた建築士事務所の建築士</u> ④ その他の資格者及び実務経験者 (1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む 20年以上の実務経験 (3) <u>各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関 して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資 格者</u> ア <u>土地調査部門(測量と併せて発注する場合)</u> <u>測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</u> イ <u>土地評価部門</u> <u>不動産鑑定士</u> ウ <u>物件部門</u> (7) <u>木造建物調査及び木造特殊建物調査</u> <u>1級、2級及び木造建築士</u> (イ) <u>非木造建物調査又は移転工法及び予備調査</u> <u>1級建築士</u> (ウ) <u>簡易な工作物及び立竹木調査(用地測量と併せて</u> <u>発注する場合。ただし、積算業務を除く。)</u> <u>測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</u>
	土地評価部門 ① 土地評価のための同一状況地 域の区分等 ② 残地等の損失補償の調査等 〔不動産の鑑定評価は含まな い。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	物件部門 ① 木造建物、一般工作物、立木 等の損失の調査等 ② 木造建物若しくは非木造建物 の特殊建物等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	機械工作物部門 機械工作物の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	営業補償・特殊補償部門 ① 営業補償の調査等 ② 漁業権等の消滅等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	事業損失部門 事業損失に関する調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	補償関連部門 ① 意向調査、生活再建調査等 ② 補償説明等の調整等 ③ 事業認定申請図書の作成	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
※下線部の③及び④(3)が、令和元年10月1日の改正で廃止と なります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日まで は従前の規定である下線部も有効とします。					

業 務 種 別	作 業 種 別	作 業 に お け る 対 象 者			資 格 者 認 定 基 準	
		契 約 条 項 (届 出 者)	共 通 仕 様 書 (資 格 者)	検 査 要 領 (立 会 者)		
地 質 調 査 業 者	地 質 調 査 業 務	[コンサルタント業務] 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門（選択科目） で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技 術士を除く。）
	地 質 調 査 業 務	[現場における調査業務] 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関す る業務)	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 ② (一社) 全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査 技士 ③ 実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学（農業土木又は森林土木に関す る学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は 機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2) 高校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科 を含む。）、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、 かつ、10年以上の実務経験者 (3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者
建 築 士 事 務 所 等	建 築 設 計 業 務	建築設計業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	—	① 1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築 士、2級建築士及び木造建築士 ② 設備関係における資格者 (1) 建築設備資格者として登録された建築設備士 (2) (公社) 空気調和・衛生工学会の定める空気調和・ 衛生工学会設備士として登録された学会設備士

別表 2

登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者）

登 録 部 門	関 連 部 門
道路部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、トンネル部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門
河川、砂防及び海岸・海洋部門	道路部門、土質及び基礎部門、地質部門
下水道部門	地質部門
都市計画及び地方計画	造園部門
地質部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門
土質及び基礎部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門
トンネル部門	道路部門、地質部門、土質及び基礎部門
鋼構造及びコンクリート部門	道路部門、土質及び基礎部門

- ※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 2 号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。
2. この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に 2 以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地測量等④(3)ア及びウ（ウ）の重複のみ例外とする。
注：下線部は、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日までは有効とします。
3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年 1 回届けなければならない。
4. 上記の登録に関し変更が生じた場合には、2 週間以内に届けなければならない。

附則 この認定基準は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 2 0 年 1 1 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は令和元年 1 0 月 1 日から施行する。